

広島県告示第七百六十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のように実施する。

令和六年八月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

江田島市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
令和六年一〇月一日	午前一〇時三〇分～午後〇時	切串交流プラザ
令和六年一〇月二日	午後一時三〇分～午後三時	宮ノ原交流プラザ
令和六年一〇月三日	午前一〇時三〇分～午後三時	江田島市消防団第1方面隊北分団大須消防屯所
令和六年一〇月四日	午前一〇時～午後〇時三〇分	ひろしま農業協同組合三高店
令和六年一〇月七日	午後一時三〇分～午後三時	江田島市役所津久茂出張所
令和六年一〇月八日	午前一〇時三〇分～午後三時	能美市民センター（屯所隣）
		ひろしま農業協同組合大古店

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所	当該計量器の所在場所
令和六年一〇月一日～令和七年三月三一日		

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会